

「県民健康調査」検討委員会各部会の検討事項(案)について

令和元年10月7日

1 甲状腺検査評価部会の検討事項(案)

- (1) 本格検査(検査3回目)結果の解析・評価について
- (2) 地域がん登録及び全国がん登録情報を活用した分析について
- (3) その他検討委員会が指示した事項

2 学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会の検討事項(案)

- (1) 福島県県民健康調査データの学術研究目的のための第三者提供に関するガイドラインについて
- (2) 第三者へのデータ提供に対する調査対象者の拒否機会の保証に関する手続きについて
- (3) その他検討委員会が指示した事項

## 「県民健康調査」検討委員会「甲状腺検査評価部会」設置要綱

### (設置)

第1条 「県民健康調査」検討委員会（以下、「委員会」という。）設置要綱第5条の規定に基づき、「県民健康調査」甲状腺検査について、病理、臨床、疫学等の観点から専門的知見を背景とした議論を深め、適切な評価を行っていくため、「甲状腺検査評価部会」（以下「部会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 甲状腺検査結果の検証・評価に関すること。
- (2) 甲状腺検査の実施に必要な事項に関すること。
- (3) その他、検討委員会が指示した事項に関すること。

### (組織)

第3条 部会は、委員会の座長が指名する委員会の委員及び委員以外の有識者で構成する。

- 2 部会員の任期は、委員会委員と同じくする。
- 3 部会員は、再任されることができる。
- 4 部会に部会長を置き、部会員の互選によってこれを定める。
- 5 部会長は、部会の会務を総理する。
- 6 部会に副部会長を置き、部会長がこれを指名する。
- 7 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長が、その職務を代理する。

### (運営)

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、新たに組織された部会の最初に開催される会議は、委員会の座長が招集する。

- 2 部会長は、部会の会議の議長となる。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

### (報告)

第5条 部会における検討内容等については、直後に開催される検討委員会において、部会長が指名した者が報告を行う。

### (事務局)

第6条 部会の庶務は、委員会事務局で行う。

### (その他)

第7条 部会の公開、資料及び議事録の取扱いは、委員会運営要領に準じる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年8月30日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

「県民健康調査」検討委員会「甲状腺検査評価部会」 部会員名簿

50音順 ・ 敬称略

氏 名	現 職
あさひ 旭 しゅうじ 修司	一般財団法人 温知会 会津中央病院 内分泌乳腺外科部長 (一般社団法人福島県病院協会 推薦)
いまい 今井 つねお 常夫	独立行政法人 国立病院機構 東名古屋病院 院長 (一般社団法人日本内分泌外科学会 推薦)
かたのだ 片野田 こうた 耕太	国立研究開発法人 国立がん研究センター がん対策情報センター がん統計・総合解析研究部 部長
こんどう 近藤 てつお 哲夫	国立大学法人 山梨大学 人体病理学 教授 (一般社団法人日本病理学会 推薦)
すずき 鈴木 げん 元	国際医療福祉大学クリニック 院長 (一般社団法人日本放射線影響学会 推薦)
そぶえ 祖父江 ともたか 友孝	国立大学法人 大阪大学 大学院医学系研究科 社会環境医学講座 環境医学 教授 (一般社団法人日本疫学会 推薦)
みなみたに 南谷 かんし 幹史	帝京大学ちば総合医療センター 小児科学 病院教授 (一般社団法人日本小児内分泌学会 推薦)
むらかみ 村上 つかさ 司	医療法人野口記念会 野口病院 院長 (日本甲状腺学会 推薦)

【任期】令和元年8月1日～令和3年7月31日まで

## 学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会設置要綱

### (設置)

第1条 「県民健康調査」検討委員会（以下、「委員会」という。）設置要綱第5条の規定に基づき、県民健康調査における学術研究目的でのデータの提供に係るルールを制定するにあたり、個人情報、法律、疫学、統計等の観点から専門的な助言等を得るため学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会（以下、「部会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 学術研究目的のためのデータ提供に係るルールの骨子となる考え方に関すること。
- (2) その他、検討委員会が指示した事項に関すること。

### (組織)

第3条 部会は、委員会の座長が指名する委員会の委員及び委員以外の有識者で構成する。

- 2 部会員の任期は、委員会委員と同じくする。
- 3 部会員は、再任されることができる。
- 4 部会に部会長を置き、部会員の互選によってこれを定める。
- 5 部会長は、部会の会務を総理する。
- 6 部会に副部会長を置き、部会長がこれを指名する。
- 7 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長が、その職務を代理する。

### (運営)

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、新たに組織された部会の最初に開催される会議は、委員会の座長が招集する。

- 2 部会長は、部会の会議の議長となる。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

### (報告)

第5条 部会における検討内容等については、直後に開催される検討委員会において、部会長が指名した者が報告を行う。

### (事務局)

第6条 部会の庶務は、委員会事務局で行う。

### (その他)

第7条 部会の公開、資料及び議事録の取扱いは、委員会運営要領に準じる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成28年3月7日から施行する。

# 学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会 部会員名簿

50 音 順 • 敬 称 略

氏 名	現 職
いのうえ ゆうすけ 井上 悠輔	国立大学法人東京大学 医科学研究所公共政策研究分野 准教授
おいかわ ともよし 及川 友好	南相馬市立総合病院 院長 (一般社団法人福島県医師会 推薦)
おおひら てつや 大平 哲也	公立大学法人福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター 健康調査支援部門長
かも けんいち 加茂 憲一	北海道公立大学法人札幌医科大学 医療人育成センター数学・情報科学講座 准教授
かんの はるたか 菅野 晴隆	弁護士法人ブレインハート法律事務所 弁護士 (福島県弁護士会 推薦)
くらと ごう 倉戸 豪	公立大学法人会津大学 復興支援センター 准教授
しおや ひろやす 塩谷 弘康	国立大学法人福島大学 人文社会学群行政政策学類(法社会学担当) 教授
つがね しょういちろう 津金 昌一郎	国立研究開発法人国立がん研究センター 社会と健康研究センター長
ほうざわ あつし 寶澤 篤	国立大学法人東北大学 東北メディカル・メガバンク機構予防医学・疫学部門 教授

【任期】令和元年8月1日～令和3年7月31日まで